

令和7年度第1回明石市地域自立支援協議会

日時: 令和7年9月2日午後2時から3時30分

場所: 明石市市民会館第3・4会議室

出席委員: 井澤委員・相馬委員・宮本委員・鳥居委員・賀部委員・四方委員・山下委員・中嶋委員・山形委員・田邊委員・井登委員・吉井委員・古川委員・柏木委員

欠席委員: 寺岡委員・三宅委員

事務局: 中原生活支援部長兼福祉事務所長・中谷生活支援室長兼支援担当課長・藤川障害福祉課長・服部医療ケア担当課長兼医療ケア担当係長・永井計画担当係長・西出障害福祉担当係長・西垣利用担当係長・山中指定業務担当係長

関係部署: 飯塚インクルーシブ推進課長・児玉福祉施設支援課調整担当課長兼係長・山内発達支援課係長・山野相談支援課長・佐野学校教育課主任指導主事

関係機関: 吉田くらし部会長・山崎くらし副部会長・北代しごと部会長・達川しごと副部会長・木村こども部会長・東川こども副部会長
明石市社会福祉協議会(橘田室長・足立係長・南部主任・梅本相談員・藤原相談員)・濱口東播磨圏域コーディネーター

— 中原部長挨拶 —

— 委員委嘱 —

— 資料確認 —

— 会長・副会長選任 —

— 専門部会委員任命 —

— 専門部会会長・副会長選出 —

(会長)

それでは、議題に入りたいと思います。議題1の令和7年度明石市地域自立支援協議会の協議内容について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

明石市地域自立支援協議会は、障害者総合支援法で定められた会議体で、障害者等への支援の体制の整備を図るために設置することとされております。

— 全体会の位置付けについて資料4に基づき説明 —

ご協議いただく内容は、大きく2点ございます。1点目について、市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画等の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言です。【資料15】あかし障害福祉推進計画について、令和8年度に国の基本指針を踏まえ、中間見直しを行うこととしております。委員の皆様のご協力をいただきながら、進めていきたいと存じます。あかし障害福祉推進計画については、またお時間のある際にご一読いただきますようお願いいたします。

2点目としては、地域における障害者等への支援体制等に関する課題についてです。各専門部会やワーキングで地域課題への取り組みを行っており、本日の議題3において、報告を行ってまいりますので、ご意見等をいただきたいと存じます。

ここで、東播磨圏域コーディネーターより自立支援協議会について説明させていただきます。

(東播磨圏域コーディネーター)

—協議会の役割について資料17に基づき説明—

協議会の基本的な役割や本会である全体会のポイントについてお伝えさせていただきます。資料17は厚生労働省が作成した自立支援協議会の設置運営ガイドラインを抜粋したものです。市町村自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通して明らかになった本人、家族、地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。全体会を通じて情報を共有、そして課題を確認し、地域のサービス基盤の整備を進めていくという点をご確認いただきたいと思います。

また、基盤整備を着実に進めていくために、自立支援協議会内に設置した専門部会等で協議を行い、その結果を本日の全体会で発信していくという仕組みになっております。

次に、全体会のポイントについて確認させていただきます。地域課題を確認し解決策を提案することが協議会の大きな役割となっていますが、その中でも全体会は、地域の代表者が集まり、運営会議や専門部会で積み上げてきたことに関して、意思決定や確認をする場となっています。この点を意識しながら全体会を進めていただければと思います。

—協議会の全体図について資料4に基づき説明—

全体会では、協議会全体の計画、実績、方向性等について協議確認を行うこと、行政との協働が大事だと言われています。専門部会で協議した内容を、行政に施策の提案という形で上げていくとともに、協働することがポイントとなります。本日お集まりの皆様方が、それぞれの団体の中で、我が事として、所属に持ち帰っていただき、それぞれの所属先の役割の中で、さらに検討を進めていただきながら、行政と協働しながら地域基盤を作っていくということを意識していただけたらと思います。

(会長)

ただいま協議会の内容や役割について説明がありましたが、意見や質問はございますか。

(委員)

地域自立支援協議会の概念図について、その地域における支援は、支援が必要な方の自立をみんなで協議し、個性にあった支援をしていくことが大きな課題です。厚労省による支援の見直しにおいて、例えばグループホームから一人暮らしへの移行等が検討されています。民法や制度改正など国全体で

大きく変わろうとしている状況を課題として取り入れ、明石市も将来を見据えて、障害者の権利をどのように守っていくかなど大きなことも検討していただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

議題 1 は終了とします。続きまして、議題 2 明石市における地域生活支援拠点等機能の運用状況について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

—明石市における地域生活支援拠点等機能の運用状況について資料 16 に基づき説明—

(会長)

ただいま事務局から説明がありましたが、意見や質問はございますか。

(副会長)

障害福祉推進計画にも記載のあるように、地域生活支援拠点等について年に一回検証検討を行うというのは、今ご説明いただいた内容が該当するのか。

(事務局)

ただいま報告させていただいた内容が検証検討となります。

(委員)

体験の機会・場の新規開設実績について、どのような見方をすればよいのでしょうか。

(福祉施設支援課)

本事業はグループホーム新規開設に係る補助金となります。実績について、事業所数は申請件数、定員数は事業所ごとの定員数の合計を算出しています。例えば、令和6年度は5事業所からの申請があり、28 人分の定員増加があったということになります。少なくとも補助金を活用し、これだけの事業所、定員の増加があったという見方になります。

(委員)

専門的人材の確保・養成における、相談支援専門員を対象とした研修・事例検討会について何か効果があったのでしょうか。また、直接処遇の職員を対象とした研修を予定しているのかご教示いただきたいです。

(基幹相談支援センター)

相談支援専門員向けの研修・事例検討会については、アセスメント力の向上等のために実施しています。相談支援専門員に対するアンケートで困っていること等を聞き取り、研修内容を決めています。相

談支援連絡会で日々の支援に研修が役立っているか等、直接相談支援専門員の声を聞いていますが、研修の内容について具体的に現場での効果は把握できていません。相談支援専門員一人ひとりの要望を個別に聞き取りながら企画運営をしているところです。

(委員)

今後、直接処遇職員を対象とした研修の実施もご検討いただけると幸いです。

(会長)

議題2は終了とします。続きまして、議題3の各専門部会より令和6年度活動報告及び令和7年度活動方針について報告をお願いします。

はじめに暮らし部会より、よろしくお願いいたします。

—暮らし部会より報告—

(会長)

ただいま、暮らし部会から説明がありましたが、意見や質問はございますか。

(委員)

報告の中で18歳の壁のことが触れていましたが、成人の方の通所サービス利用後の過ごし方が課題となっています。放課後等デイサービスは終了時間が18時頃ですが、生活介護や就労系の日中活動サービスは、15時から16時頃終了のため、親が帰宅するまでの過ごし方を検討しなければなりません。共働き家庭が増えている状況をどのようにお考えでしょうか。

(こども部会)

18歳までにひとりで生きていくスキルを身につけるのか、地域コミュニティで支えていくのか、具体的な解決策にはたどり着いていません。社会全体の問題として提示していただいたため、委員の皆様で考えていただきたいです。

(委員)

昨年父母の会、育成会で「大人の放課後」というテーマで話し合いをしていただきました。明石市内の日中一時支援事業所は児童を対象とした一か所のみです。一日単位ではなく、時間単位で利用できれば活用しやすいと思います。

(事務局)

成人期の日中の過ごし方については市としても課題として承知しています。特に、知的障害者や重度の身体障害者の方は自宅で一人で過ごすことが難しいことは理解しています。障害福祉費が年々増加する中で優先事項を検討し、日々取捨選択しながら取り組んでいるところです。今年度は日中生活用具給付事業の充実や強度行動障害のある方が入居されるグループホームへの支援等を新規事業として取

り組んでいます。関東など他都市の先行事例も参考に成人の方の日中の過ごす場について検討して参ります。

(会長)

次に、しごと部会より、よろしくお願いいたします。

—しごと部会より報告—

(会長)

ただいま、しごと部会から説明がありましたが、意見や質問はございますか。

(会長)

チャレンジウィークの参加人数や内容、また、就労継続支援 B 型のアセスメントについて教えていただけますか。

(しごと部会)

就労継続支援 B 型利用者を対象とした取り組みで、5年前から行っています。コロナ禍以前は 10～20 名が参加、昨年度は5企業の協力の下、17 名が実習に参加しました。就労イメージの確立や就労意欲の喚起を目的とし、チャレンジウィークを通して、働く現場を知っていただき、就労に向けた次のステップへの移行支援を行っています。今年度は、利用者が参加しやすく、運営側の負担軽減も図れるようにするため、実施期間を1週間から1日にし、チャレンジデイへと名称を変更しました。

B 型におけるアセスメントについて、支援員の教育や育成が十分でない事業所もあります。チャレンジデイを通じて他の事業所の支援員との交流により、情報交換をするなどし、支援員のアセスメント力を高めることも必要だと考えています。

(会長)

他に意見や質問はございますか。

(委員)

就労と言っても様々な働き方があると思います。障害特性によって就労に対する考え方やハードルが違うため、一律に捉えることはできません。知的障害者や精神障害者が利用している事業所が多いと思います。精神障害者は、能力は高いが、特性として安定感がないという印象があります。また、知的障害者は、安定感はあるが、低いところで安定しているという印象があります。それぞれ、なかなか次のステップへ進めないのが現状です。知的障害の方は、一般企業に就労し、月 10 万円以上の賃金を望んでいます、1か月で数百円という事業所もあります。例えば、B 型はどの事業所も競って利用者の送迎サービスを行っています。小学生、中学生時代から親や事業所が送迎しており、これは実際の企業では有り得ないことです。本当に就労を考えるのであれば、送迎ありきにするべきではないと思います。B 型事業所の数は増えていますが、この一年間で B 型から一般就労につながった方は少ないと思います。

一般就労のハードルは高く、就労し 20 年働いても、最低賃金に少し上乗せしたところというのが今の知的障害者の現実であることを理解してほしいです。親なき後と言いますが、生きている間は親が全て見るのでしょうか。支援に疲れている親がたくさんいらっしゃるということをお伝えしたいです。

(会長)

次に、しごと部会より、よろしくお願いいたします。

—こども部会より報告—

(会長)

ただいま、こども部会から説明がありましたが、意見や質問はございますか。

(会長)

議事はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。

—事務連絡—